

公告第5号

入札公告兼入札説明書

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定より公告する。

令和8年3月3日

湯沢雄勝広域市町村圏組合

管理者 佐藤 一夫

1 入札に付する事項(業務)

- (1) 委託業務の名称 自家用電気工作物保守管理業務委託
- (2) 委託箇所 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎、消防署羽後分署及びデジタル無線基地局
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 予定価格 有(事前公表は行わない)
- (5) 最低制限価格 無

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本組合物品購入等競争入札参加資格者登録要綱(平成31年告示第6号)第5条第1項に定める物品等入札参加資格者名簿の「自家用電気工作物保安管理」の営業種目に登載されていること。
- (3) 令和4年度以降において本件入札に付する業務と同種又は類似業務の履行実績を有すること。
- (4) 連絡を受けてから2時間以内で委託箇所へ到着できる場所に営業所を有すること。
- (5) 入札参加資格の確認申請の提出期限の日から落札の決定の日までにおいて、本組合物品購入等入札参加資格者指名停止基準(平成31年訓令第7号)第2条第1項による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (8) 社会保険に加入し、かつ、社会保険に滞納がない者であること。ただし、法令の規定により適用を除外されている者は、この限りでない。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、次により競争入札参加資格確認の申請を行うこと。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同種又は類似業務の実績（様式第2号）

(2) 提出期限 令和8年3月12日（木）午後4時まで

(3) 提出先 〒012-0827

秋田県湯沢市表町三丁目3番14号

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部総務課

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送の場合は、送達の実事が確認できる方法（「書留」・「簡易書留」・「配達証明」・「レターパックプラス」）に限る。

(5) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

(6) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において、入札参加を辞退することができる。この場合、入札辞退届（任意様式）を速やかに提出しなければならない。

なお、入札辞退届を提出したあと、当該届の撤回（同一入札案件に参加すること）はできないものとする。

また、入札日時に遅れた場合、本件入札を棄権したものとみなす。

4 設計図書等の閲覧

本件入札に係る仕様書、図面、契約書案及び金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）は、本組合ホームページに掲載する。

本組合ホームページ <http://www.yutopia.or.jp/~yokoiki>

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

湯沢市の規則を準用する規則（平成9年規則第5号）において準用する湯沢市財務規則（平成17年湯沢市規則第49号。以下「財務規則」という。）第104条第1項第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

財務規則第123条の規定による。

6 質問及び回答

本件入札に関する質問がある場合は、書面で提出すること。

- (1) 提出方法 件名を「自家用電気工作物保守管理業務委託に関する質問書」としたFAX又は電子メールで提出すること（様式任意）。
- (2) 提出先 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部総務課
FAX番号 0183-73-0734
E-mail yuzawafd@yukoiki.or.jp
- (3) 受付期間 令和8年3月12日（木） 午後4時まで
- (4) 回答 令和8年3月13日（金） 午後5時までに、本組合ホームページで公表する。

質問に対する回答は、仕様書と同等の効力を有するものとする。

7 入札に関する事項

- (1) 入札日時 令和8年3月16日（月） 午前11時
- (2) 入札場所 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎 2階講堂
- (3) 予定価格 事後公表とする。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) 入札書の提出及び開札の方法等
 - ア 入札に参加する者（代理人を含む。）は、入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会うこと。なお、入札書は封入を要しない。
 - イ 代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出すること。
 - ウ 開札は、入札終了後、直ちに行う。
 - エ 入札執行回数は、2回（予定価格事後公表）とする。
 - オ 入札書の書き換え及び撤回はできない。
 - カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
 - キ 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2人以上であるときは、次に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
 - ア 初めにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせる。
 - イ 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ順位を決定する。

- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれかにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ア 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - イ 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2人以上である場合は、(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 管理者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。この場合において、入札執行者は口頭により通知することができる。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（湯沢雄勝広域市町村圏組合の休日定める条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、管理者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して苦情の申立を行うことができる。

9 入札の無効

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者の入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札、又は金額を訂正した入札
- (8) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (9) 記名押印を欠く入札
- (10) 入札書において、記載されている入札日の日付が入札公告に示す入札執行日の日付と異なる又は日付の記載がない場合
- (11) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (12) 開札から落札決定までの間に、入札参加資格要件を満たさないことが確認された者のした入札

(13) 上記に定めるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反すると認められる入札

10 落札決定後の手続等

落札者は、落札決定後7日以内に、本組合との間に契約を締結するものとする。

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることができる。
- (3) 納入期限は、諸事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札に当たっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 天変、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が本公告の2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、管理者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、財務規則その他入札に関する規定による。

消 防 長		次 長		課 長		班 長		班 員		検 算		設 計	
<p>委託業務の名称</p> <p style="text-align: center;">自家用電気工作物保守管理業務委託</p> <p style="text-align: right;">金抜き設計書</p>													
<p>業 務 番 号</p> <p>委 託 箇 所 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎、消防署羽後分署及び デジタル無線基地局</p>													
仕 様 概 要													
<p>業 務 内 容 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎、消防署羽後分署及び デジタル無線基地局の自家用電気工作物の保守及び障害対 応を実施するもの</p> <p>履 行 期 間 12ヶ月</p> <p>履行期間（自） 令和8年4月1日</p> <p>履行期間（至） 令和9年3月31日</p> <p>設 計 額</p>													

業務委託設計書

自家用電気工作物保守管理業務委託

	項目	概要	数量	単位	単価	金額	摘要
	消防庁舎						
	年次点検		1	箇所			
	月次点検	隔月	1	箇所			
	羽後分署						
	年次点検		1	箇所			
	月次点検	隔月	1	箇所			
	デジタル無線基地局						
	年次点検		6	箇所			
	月次点検	隔月	6	箇所			
	計						
	消費税額						
	合計						

自家用電気工作物保守管理業務委託 仕様書

1 適用

(1) この仕様書は、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防庁舎（以下「消防庁舎」という。）、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署羽後分署（以下「羽後分署」という。）及びデジタル無線基地局における自家用電気工作物保安管理業務委託（以下「業務」という。）について定める。

(2) 本業務にあたり、本仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書の最新版（国土交通省官房庁営繕部）」を適用する。

2 目的

電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）及び関係法令、かつ監督官庁に提出した保安規定を遵守し、消防本部の自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安を確保するため、電気工作物の保安管理業務を行うものである。

3 委託箇所、電気工作物の容量等

(表 1)

名称	位置	需要設備	
		容量	電圧
消防庁舎	湯沢市表町三丁目 3 番 14 号	400KVA 予備発電装置容量 250KVA 1 基	6, 600V
羽後分署	羽後町字南西馬音内 73 番地	100KVA 予備発電装置容量 39KVA 1 基	6, 600V
稲川基地局	湯沢市川連町字上平城 2 番地 6	10KVA 予備発電装置容量 15KVA 1 基	200/100V
雄勝矢地ノ沢基地局	湯沢市秋ノ宮字矢地ノ沢 73 番地 1	10KVA 予備発電装置容量 15KVA 1 基	200/100V
雄勝大平山基地局	湯沢市寺沢字浅萩館 1 番地 1	10KVA 予備発電装置容量 15KVA 1 基	200/100V
羽後太平山基地局	羽後町田代字七曲山 1 番地 47 地内	12KVA 予備発電装置容量 15KVA 1 基	200/100V
東成瀬岩井川基地局	東成瀬村岩井川字矢櫃 4 番地 1	10KVA 予備発電装置容量 15KVA 1 基	200/100V
皆瀬小保内基地局	湯沢市皆瀬字上小保内 3 番地 1	10KVA 予備発電装置容量 15KVA 1 基	200/100V

4 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託業務の内容

- (1) 対象とする電気工作物において、受注者の保安管理業務を実施する者(以下「保安業務担当者」という。)は、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- (2) 保安管理業務は、保安業務担当者が実施するものとする。
- (3) 対象とする自家用電気工作物の維持及び運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、定期的な巡視、点検及び測定・試験(その細目は受託者が別に定める「点検指針」による)を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示又は助言すること。
- (4) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある連絡を受けた場合において、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行うこと。
- (5) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (6) 点検頻度、点検項目は次のとおりとする。

ア 点検頻度

- (ア) 月次点検(主として設備が運転中の状態において点検することをいう。)
2か月に1回実施(外観点検)
- (イ) 年次点検(主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。)
年に1回実施(総合点検)
- (ウ) 臨時点検(事故発生時、又は発注者の要請により行う点検をいう。)
必要の都度実施
- (エ) 低圧絶縁監視装置による監視
毎日実施

イ 点検項目

表2のとおりとする。

(7) 書類作成等

- ア 当該契約書は、湯沢雄勝広域市町村圏組合財務規則に基づき、その案の作成は受託者が行うものとするが、記載すべき必要事項は担当職員が別途指示する。
- イ この契約により発生する、電気関係法令に基づく主務官庁に対する申請書等の関係書類の作成及び手続きの指導を行うこと。

6 発注者受注者相互の協力

次の場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- (1) 発注者が電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合及び工事が完成した場合に竣工検査を行うとき。

- (2) 主務官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
- (3) 発注者が平常時及び事故その他の異常時における運転操作、体制整備等について定める場合。
- (4) 発注者が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合。
- (5) 発注者が責任分界又は需要設備構内を変更する場合。
- (6) その他必要な場合。

7 業務を実施する者の資格

- (1) 電気事業法施行規則第 52 条の 2 に規定する電気主任技術者の外部委託先の要件を全て満たしていること。
- (2) 第 5 に定める業務内容を履行できる者であること。
- (3) 連絡を受けてから 2 時間以内で委託箇所へ到着できる場所に、主たる連絡場所を設けていること。かつ、緊急を要する場合に電話等により直に連絡を受け得る措置を講じていること。

8 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、第 3 に掲げる電気工作物の保安業務担当者には、経済産業省告示第 249 号（平成 15 年 7 月 1 日）第 1 条の規定に適合する者をあてるものとする。
- (2) 受注者は、前号で定める保安業務担当者（氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号）及び受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。
なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- (3) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行して、発注者に対し身分を明らかにするものとし、発注者は、受注者が通知した保安業務担当者本人であることを確認するものとする。
- (4) 保安業務担当者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (5) 保安業務担当者が病気その他やむを得ない事由によりその職務を執ることができないときは、他の保安業務担当者を代行者としてその任を実施させることができるものとする。

9 連絡責任者等

- (1) 発注者は、保安管理業務について受注者と連絡する者（以下「連絡責任者」という）を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする
- (2) 発注者は、連絡責任者に事故等がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、保安業務担当者が行う保安管理業務に原則

として立ち合わせるものとする。

10 低圧絶縁監視装置を設置する需要設備の運用

- (1) 受注者は、消防本部に低圧電路の絶縁状態を監視し自動で通報する装置(自動通報方式)及び付帯装置(以下「低圧絶縁監視装置」という。)を設置するものとする。
- (2) 発注者は、低圧絶縁監視装置を設置する場所を提供するものとし、設置した低圧絶縁監視装置は受注者に無断で移設、取り外し及び修理等を行わないものとする。
- (3) 受注者は、低圧絶縁監視装置の所有権を有し、その設置工事に要する費用を原則として負担するものとする。
- (4) 受注者は、低圧絶縁監視装置が常に正常に稼働するようメンテナンスを行うものとする。
- (5) 受注者は、低圧絶縁監視装置の警報を通信回線により、受注者の事業所等で自動受信するものとし、その受信記録を3年間保存するものとする。
- (6) 受注者は、前(5)の通信のために、発注者の電話回線を利用することができるものとし、この場合の通信料は受注者が負担するものとする。
- (7) 受注者は、低圧絶縁監視装置の運用を取りやめる場合若しくは契約が消滅、解除又は失効した場合は、低圧絶縁監視装置を取り外すものとする。ただし、発注者と受注者の協議の結果、低圧絶縁監視装置を取り外さない場合にあつては、その所有権を発注者に帰属するものとする。
- (8) 容量 100kVA 超の需要設備は、低圧絶縁監視装置の設置による隔月点検を実施するものとし、容量 100kVA 以下は設置の有無によらず、隔月点検とするもの。

11 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする

- (1) 業務計画書(年間計画) ※契約締結後速やかに
- (2) 電気設備点検報告書 ※各点検の都度速やかに

12 記録の保存

受注者が実施し、報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者・受注者双方において3年間保存するものとする。

13 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設 備	点 検 項 目	定 期 点 検			臨 時 点 検
		月次点検	年次点検		
		※	1回/1年	1回/3年	必要の都度
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器の動作試験		○	
		継電器の動作特性試験			○
		開閉器と継電器の連動試験		○	
引込線、支持 物、ケーブル等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
受 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、 負荷開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器の動作試験			○
		継電器の動作特性試験			○
	遮断器、開閉器と継電器の 連動試験			○	
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		絶縁油の酸価度試験			○
	変圧器	絶縁油の絶縁破壊電圧試験			○
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		コンデンサ、 リアクトル	○	○	
	計器用変成器、 零相変流器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
母線等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
その他の高圧機 器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
受 ・ 配 電 盤	配電盤、制御配 線	外観点検	○	○	
		電圧、電流の測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		計器校正試験			○
	シーケンス試験			○	
低圧絶縁監視装 置等	装置の点検	○	○		
	許容誤差試験		○		

設 備		点 検 項 目	定 期 点 検			臨時点検
			月次点検	年次点検		
			※	1回/1年	1回/3年	必要の都度
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○		
		接地抵抗測定		○		
		漏えい電流測定	○			
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○		
配電設備	電線路	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
負荷設備	機器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	配線、制御配線	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
遮断器	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		○			
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験	○	○		
		継電器の動作試験		○		
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
電圧、周波数（回転数）の測定		○				
継電器の動作試験				○		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○		
		電圧測定	○			
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		

※ 月次点検の点検頻度は、自家用電気工作物保安管理業務委託契約書の第3条による。

注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。

(1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。

(2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。

- (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入の恐れがある場合、一部又は全部を省略することがある。
 - (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に代えることがある。
 - (5) 次の設備以外の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験にあつては、その一部又は全部を省略することがある。
 - a 引込設備の区分開閉器
 - b 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
 - c 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
 - (6) 蓄電池設備のうち蓄電池に関わる比重測定及び液温測定は、内部抵抗測定に代えることがある。
- 4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあつては、その結果により当該点検の一部に代えることがある。
- (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に代えることがある。
 - (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に代えることがある。
 - (3) 引込設備の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「継電器単体試験」に代えることがある。
- 5 停電時に、移動用非常用予備発電設備を他から受入れて使用する低圧需要設備の月次点検の点検頻度は、移動用非常用予備発電装置を接続する期間にあつては2か月1回、同装置を接続しない期間にあつては6か月1回とする。
- 6 負荷使用時に、移動用発電所を接続して使用する期間の低圧需要設備の月次点検の点検頻度は、2か月1回、その他の期間にあつては6か月1回とする。

2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。